三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千九十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年八月十日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県多治見市小名田町小滝五の四二七、五の四二八、五の四二九、五の四三三、五の三〇五（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　水道事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千九十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年八月十日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県多治見市滝呂町十五丁目二四〇、二四七、二四一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千九十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年八月十日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県吾妻郡東吾妻町大字大柏木字広石一二六の二・一二九の三・一三四の三・一三五の二（以上四筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　公共施設用地とするため

**○農林水産省告示第千九十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年八月十日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県藤岡市保美濃山字坂元頭一四三五の三・一四三六の四（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

**○特許庁告示第十二号**

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十六条の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十一年八月十日

特許庁長官　細野　哲弘

| 登録番号 | 登録年月日 | 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 | 登録を受けた者が調査業務を行う区分の名称 | 登録を受けた者が調査業務を行う事業所の名称及び所在地 |
|---|---|---|---|---|
| 第十四号 | 平成二十一年七月二十八日 | 株式会社パソナグループ<br>東京都千代田区丸の内一丁目5番1号<br>代表取締役　南部　靖之 | 二十九　先行技術調査（プラスチック工学） | 株式会社パソナグループ<br>大阪府大阪市北区芝田一丁目1番4号 |

**○国土交通省告示第八百八十四号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月十日

国土交通大臣　金子　一義

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

寺の腰川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

和歌山県西牟婁郡白浜町堅田字櫛ケ峯

二四二〇番から二四二二番まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

和歌山県西牟婁郡白浜町堅田字櫛ケ峯

二四一九番　一号から四号まで

二四一八番四　五号から七号まで

二四二〇番　八号

二四二三番　九号から十四号まで

**○国土交通省告示第八百八十五号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月十四日

国土交通大臣　金子　一義

一　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称

木滝谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十八年国土交通省告示第千三百七十一号で指定した第三号に掲げる土地の区域を除く。）

和歌山県日高郡日高川町大字愛川

字先小串

二一四番六　一号から三号まで

二一四番一　四号、十九号及び二十号

二一五番四　五号から七号まで

二一六番四　八号及び九号

二一六番一　十七号

二一四番四　十八号

二一六番五　二十一号

字木滝

二二〇番一　十号及び十一号

二二〇番四　十二号

二一九番　十三号

二一八番一　十四号から十六号まで

**○国土交通省告示第八百八十六号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月十日

国土交通大臣　金子　一義

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

カヤの木沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地

神奈川県足柄下郡湯河原町宮下字柏木沢七五四番

**○国土交通省告示第八百八十七号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月十日

国土交通大臣　金子　一義

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下川内川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大分県津久見市大字上青江

字中尾

五八九四番　一号

五八九六番　二号

五八七九番　十一号

字下川内

五八五八番　三号

五八五九番　四号

五八六〇番　五号

五八七四番　六号及び七号

五八七五番　八号及び九号

五八七七番　十号

**○国土交通省告示第八百八十八号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月十日

国土交通大臣　金子　一義